

# 「外商投資者が投資性公司を設立する ことに関する規定」

2004年11月20日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

## 商務部令 2004 年第 22 号 外商投資者が投資性会社を設立することに関する規定

2004 年 11 月 23 日に公布、2004 年 12 月 23 日から施行された。内容は投資性会社の規定であり地域本部と一般本部の二通りに分かれることが規定された。又、投資性会社と外商投資商業領域管理弁法の適用について詳細の条件が明示された。

第一条 外国投資者が中国において投資し、国外の先進技術や管理経験の導入を促進するため、国外投資者が中国関連外国投資に関する法律、法規及び本規定に基づき、中国で投資性会社を設立することを許可する。

第二条 本規定中における投資性会社とは、外国投資者が中国で独資或いは中国投資者との合資形式で設立する直接投資に従事する会社を指す。公司形式は有限責任会社とする。

第三条 投資性会社の申請設立は以下の条件に合致しなければならない。

(一) 1、外国投資者は良好な投資信用があり、投資性会社を設立に必要な経済力を保有し、申請前の一年間における投資者の資産総額が四億USD以上であるとともに、当該投資者はすでに中国国内で外商投資企業を設立しており、その実際納付する登録資本の出資額が一千万USDを超えること。或いは、2、外国投資者は良好な投資信用があり、投資性会社を設立に必要な経済力を保有し、当該投資者は中国国内ですでに十社以上の外商投資企業を設立しており、その実際納付する登録資本の出資額が三千万USDを超えること。

(二) 合資方式で投資性会社を設立する場合、中国投資者は良好な投資信用があり、投資性会社を設立に必要な経済力を保有し、申請前の一年間における投資者の資産総額は一億人民元を超えていること。

(三) 投資性会社の登録資本は三千万USDを超えなければならない。

投資性会社を申請設立する外国投資者は一つの外国系会社、企業或いは経済組織であり、外国投資者が二人以上の場合、そのうち少なくとも一名は株権の大部分を占める外国投資者であり本条第一条項第(一)項の規定に合致すること。

第四条 本規定第三条第一条項第(一)項の規定条件に合致する外国投資者はその資産全体に含まれる子会社の名義によって投資性会社を設立することができる。

第五条 投資性会社を申請設立する外国投資者が本規定第三条第一条項第(一)規定の条件に合致する場合、当該外国投資者は必ず審査批准機関に保証書を提出し、その設立する投資性会社が中国国内で投資するときの登録資本の納付と当該外国投資者或いは関連会社に属する技術譲渡を保証しなければならない。

資産全体に含まれる子会社の名義で投資性会社を設立する場合、その親会社は必ず審査批准機関に保証書を提出し、その子会社は審査批准機関が批准する条件に従って設立する投資性会社の登録資本を完全に納付することを保証するとともに、投資性会社が中国国内で投資するときの登録資本の納付と当該親会社及びそれに属する会社に属する技術譲渡を保証しなければならない。

第六条 投資性会社を申請設立する場合、投資者は以下の文書について設立予定の投資性会社所在地の省、自治区、管轄市、計画単列市商務主管部門の同意を経て、商務部に提出して審査批准を行わなければならない。

(一) 合資設立する投資性会社の投資名義側が署名する申請報告、契約、定款

独資設立する投資性会社の外国投資者が署名する外資企業申請表、F/S報告、定款

(二) 投資者各人の資産信用証明書類、登録証明書類(コピー)と法定代表人証明書類(コピー)

(三)外国投資者がすでに投資した企業の許可証(コピー)、営業許可証(コピー)と中国登録会計士が発行した資産検査報告(コピー)

(四)法に基づき監査する投資者側の過去三年間における資産負債表

(五)本規定第五条に基づいて提出すべき保証書

(六)商務部が要求するその他の書類。

上述の書類はすでにコピー書類と注記したものを除き、その他は全て正式書類でなければならない。

非法定代表人が書類に署名する場合、法定代表人の委託授權書を提出しなければならない。法に基づき設立した仲介機構に委託して申請手続きを行う場合、投資者は法定代表人が署名する委託授權書を発行しなければならない。

第七条 外国投資者は必ず自由換金による貨幣或いはその中国国内で獲得した人民元利潤或いは株の譲渡による利潤、清算などの活動で獲得した人民元を合法的に収益し投資性公司の登録資本として出資することができる。中国投資者は人民元で出資することができる。外国投資者はその人民元を合法的に収益しその投資性公司の登録資本として出資する場合、関連証明書類及び税務証明を提出しなければならない。出資は営業許可証を発行した日から二年以内に全て納付しなければならない。

第八条 投資性公司の登録資本において少なくとも三千万USドルを有しそれを投資して新たに外商投資企業の設立の出資とする、或いはその親会社或いは関連会社がすでに投資設立した外商投資企業(法に基づき株権譲渡手続きを完成した)の未納出資額の出資とする、或いは出資増加部分の出資とする、或いは研究開発センターなどの機構の設立投資とする、或いは中国国内公司株主の株権購買に使用する(投資性公司の親会社或いはその関連会社が納付完了した出資額形式の株権は含まない)。

第九条 投資性公司の登録資本は三千万USドルを超える必要があり、その貸付金額はすでに納付した登録資本額の四倍を超えてはならない。投資性公司の登録資本は一億USドルを超える必要があり、その貸付金額はすでに納付した登録資本額の六倍を超えてはならない。投資性公司は経営需要によって、貸付額は上述規定を超える予定の場合、商務部に報告して許可を得なければならない。

第十条 投資性公司は商務部の設立批准を経た後、それに基づき中国において経営活動の実際需要に従事し、下記の業務を経営することができる。

(一)国家が許可する外商投資の領域において法に基づき投資すること

(二)その投資企業の書面委託(董事会での通過一致を経た)を受けて、その投資企業に下記のサービスを提供すること

1、その投資に協力する或いは代理する企業が国内外から購入して当該企業用とする機器設備や事務設備、生産に必要な原材料、エレメント、部品、その国内外で販売するその投資企業が生産する製品、且つ提供するアフターサービス

2、外国為替管理部門の同意と監督のもと、その投資する企業間において外国為替のバランスを保つこと

3、その投資企業に提供する製品生産や販売、市場開発過程における技術サポート、重要員の養成トレーニング、企業内部の人事管理などのサービス

4、その投資企業に協力して貸付金の獲得及び担保の提供を行うこと。

(三)中国国内に設立する科学研究開発センター或いはその部門は、新製品及びハイテクノロジー研究開発に従事し、その研究開発成果を譲渡するとともに、それに対応する技術サービスを提供すること

(四)その投資者にコンサルティングサービスを提供し、その関連会社にその投資関連との市場情報、投資政策などのコンサルティングサービスを提供すること

(五)その親会社と関連会社のサービス外部請負業務を受けること。

第十一条 投資性公司が商品或いは技術の輸出入に従事する場合、商務部の『対外貿易経営者登記登録弁法』の規定に合致しなければならない。

投資性公司がコミッション代理、卸売り、小売や特許経営活動に従事する場合、商務部の『外商投資

商業領域管理弁法』の関連規定に合致し、法に基づきそれぞれの経営範囲を変更しなければならない。

第十二条 本規定で称する投資性会社の投資企業とは、下記の条件に合致する企業でなければならない。

(一) 投資性会社は直接投資或いはその他の外国投資者と/中国投資者との共同で投資し、投資性会社が換算する外国投資者の単独投資、或いはその他の外国投資者との共同投資比率がその投資設立企業の登録資本の25%以上を占める企業

(二) 投資性会社はその投資者或いはその関連会社、その他の外国投資者及び中国国内の投資者が中国国内ですでに投資設立した企業の株権の一部或いは全てを買収する場合、投資性会社中に換算する外国投資者の単独投資或いはその他の外国投資者との共同投資額がすでに設立した企業の登録資本の25%以上を占める企業

(三) 投資性会社の投資額は、その投資設立する企業の登録資本の10%を超えること。

第十三条 中国銀行業監督管理委員会の批准を経て、投資性会社はその投資設立する企業に財務支援を行うことができる。

第十四条 投資性会社は発起人として外商投資株式有限公司の設立を発起する、或いは外商投資株式会社の市場に流通していない法人株を所有することができる。また、投資性会社は国家の関連規定に基づき国内のその他の株式有限公司の市場に流通していない法人株を所有することもできる。投資性会社は株式有限公司の国外発起人或いは株主と見なさなければならない。

第十五条 投資性会社の設立後、法に基づき経営し、違法記録がなく、登録資本は規約の規定により期日どおりに納付し、投資者が実際支払う登録資本額は三千万USドル以上であるとともにすでに本規定第八条規定の用途に使用し、投資性会社所在地の省、自治区、直轄市或いは計画単列市商務主管部門の同意を得て、商務部に申請するとともに、批准を獲得した場合、さらにそれに基づき中国で経営活動の实际需要に従事するとき、国家の関連規定に基づき、下記の業務を営むことができる。

(一) 投資企業の書面委託(董事会での一致通過を経た)を受け、下記の業務を展開することができる。

1. 国内外の市場において取次販売の方式でその投資企業生産の製品を販売すること
2. その投資企業に輸送、倉庫保管などの総合サービスを提供すること。

(二) 代理、取次販売或いは輸出購買機構の設立(内部機構を含む)の方式により国内商品を輸出し、関連規定に基づき輸出還付税の手続きを行うことができる。

(三) 投資企業が生産する製品を購入してシステム集積後国内外で販売し、投資企業が生産する製品がシステム集積需要を完全に満足することができない場合、そのシステム集積に取り付ける製品を国内外で買付けることが許されるが、購入したシステム集積に取り付ける製品価値はシステム集積の全製品価格の50%を超えてはならない。

(四) その投資企業の製品の国内取次販売店、代理店及び投資性会社、その親会社或いはその関連会社と技術譲渡の取り決めを行う国内公司、企業は関連技術養成トレーニングを提供すること。

(五) その投資企業が投資する前或いはその投資企業が新製品に投資する前、製品市場開発を行うため、投資性会社はその親会社からその投資企業が生産する製品と関連のある親会社の製品を輸入し、国内で試作販売を許可すること。

(六) その投資企業に提供する機器や事務設備の経営性リースサービス、或いは法に基づき経営性リース会社を設立すること。

(七) その輸入する製品にアフターサービスを提供すること。

(八) 対外請負工事経営権を有する中国企業の国外工事請負に参加すること。

(九) 国内で投資性会社が輸入する親会社製品を販売する(小売を含まない)こと。

第十六条 投資性会社は第十五条第三条項と第五条項に規定する輸入製品に基づき国家関連規定に従って手続きを行わなければならない。毎年の上記輸入金額累計は、会社がすでに納付した登録資本額を超えてはならない。

第十七条 投資性会社は本規定第十五条規定の業務を申請する場合、商務部に下記の書類を提出しなければならない。

- (一) 投資性会社法定代表人がサインした申請書
- (二) 投資性会社の理事会決議
- (三) 修正後の投資性会社規約
- (四) 投資性会社の批准証書(コピー)、営業許可証(コピー)と中国登録会計士が発行した資産検査報告
- (五) 中国登録会計士が発行した投資企業の資産検査報告
- (六) 商務部が要求するその他の書類。

第十八条 投資性会社が設立予定のプロジェクト性質に基づき、国家関連外商投資企業経営期限の規定に従って投資性会社の期限を確定する。

第十九条 投資性会社が投資設立する企業は、外商投資企業の審査批准権限及び審査批准手順に基づき別に批准する。

第二十条 投資性会社が投資設立する企業は、投資性会社において換算する外国投資者の単独投資或いはその他の外国投資者との共同投資比率が一般的にその投資設立企業の登録資本の25%より低くなってはならない。その投資設立する企業は外商投資企業の待遇を受けることができ、外商投資企業批准証書と外商投資企業営業許可証を発行される。出資比率が25%より低い場合は、法律、行政法规が別に規定するほか、いずれも現行設立外商投資企業の審査批准登記手順に従って審査批准と登記を行わなければならない。

第二十一条 投資性会社が設立する支部機構は商務部に報告し審査批准しなければならない。投資性会社が支社の設立を申請する場合、必ず以下の条件に合致しなければならない。

- (一) 投資性会社の登録資本はすでに契約、規約の規定に従って期日どおりに納付し、納付済みの出資額は三千万USDルを超えること。或いは投資性会社はすでに十社以上の外商投資企業を投資設立している或いは保有していること。
- (二) 支社の設立予定地区は投資性会社の投資が集中している地区或いは製品販売が集中している地区であること。

第二十二条 条件に合致する投資性会社は多国籍企業地区の本部(以下地区本部と称する)として認定される申請を行うことができ、法に基づき変更手続きを行う。

- (一) 投資性会社が地区本部として認定される申請は下記の条件に合致しなければならない。
  - 1、すでに納付した登録資本が一億USDル以上である、或いはすでに納付した登録資本が五千万USDル以上であり、申請前の一年間におけるその投資企業の資産総額は三十億人民元を超え、利潤総額は一億人民元(報告表関連規定の合併計算による)を超えること
  - 2、本規定第八条の規定に合致すること
  - 3、関連規定に基づき、すでに研究開発機構を設立していること。
- (二) 地区本部であると認定される投資性会社は、それに基づき中国において経営活動の実際需要に従事し、下記の業務を経営することができる。
  - 1、本規定第十条、第十五条に規定する業務
  - 2、多国籍企業及びそのホールディング関連会社の製品の輸入及び国内販売(小売を含まない)
  - 3、投資企業、多国籍企業の製品に提供するメンテナンスサービスに必要な原材料、副資材及び部品の輸入
  - 4、国内外企業から請け負うサービス外部請負業務
  - 5、関連既定に基づき、物流発送サービスに従事すること
  - 6、中国銀行業監督管理委員会の批准を経て設立する財務会社が投資性公司及びその投資性企業

に関連財務サービスを提供すること

7、商務部の批准を経て国外工事の請負業務と国外投資に従事し、リース会社を設立融資し関連サービスを提供すること

8、国内のその他の企業に製品或いは親会社の製品生産/加工を委託し国内外販売すること

9、批准を経たその他の業務。

(三)申請手順

1、投資性会社は所在地の省、自治区、直轄市、計画単列市商務主管部門に申請を提出し、初期審査を経て商務部に報告する。

2、商務部は全ての申請書類を受け取った日から三十日以内に批准返答し、地区本部として認定されるものについては、外商投資企業批准書の交換発行を行う(「地区本部」を追加注記する)。

3、投資性会社は批准証書に従って三十日以内に、工商行政管理部門に登録変更手続きの申請を行う。

(四)申請書類

1、投資性会社法定代表人がサインした申請書

2、投資性会社及びその多国籍企業董事会或いは株主総会での決議

3、修正後の投資性会社の規約/契約

4、投資性会社の批准証書(コピー)、経営許可証(コピー)と中国登録会計士が発行した資産検査報告

5、投資する企業の批准証書(コピー)と営業許可証(コピー)

6、中国登録会計士が発行した投資企業の資産検査報告

7、中国登録会計士が監査した投資性会社の主な財務報告表

8、商務部が要求するその他の書類。

上記書類はすでにコピー書類と注記したものを除き、全て正式書類とする。

本条における多国籍企業とは投資性会社を設立する外国投資者が所属するグループ会社の親会社を指す。

第二十三条 投資性会社は、中国国内での投資活動において会社登記地点の制限を受けない。

第二十四条 投資性会社の税収は中国関連法律、法規に基づき手続きを行う。

第二十五条 投資性会社はプロジェクト投資計画を適切に履行し、一年目の投資、経営状況を次年度の前期三ヶ月以内で、既定内容とフォームに従って商務部に報告登録しなければならない。上述資料は投資性会社が参加する連合年間検査申告の必須資料の一つとする。

第二十六条 投資性会社とその投資設立する企業は独立した法人或いは実体であり、その業務取引は独立した企業間の業務取引関係として処理しなければならない。

第二十七条 投資性会社とその投資設立する企業は中国の法律、法規、規章を遵守し、いかなる手段を採用しても管理や納税を逃避してはならない。

第二十八条 投資性会社は直接生産活動に従事してはならない。

第二十九条 台湾、香港・マカオ地区の投資者が中国大陸で投資性会社を設立するとき、本規定に準ずる。

第三十条 本規定は商務部が解釈する責任を負う。

第三十一条 本規定は発布日(2004年11月17日)より三十日後に施行する。

(情報源: [条法司子站](#))